

14 かんれん しょせいど 関連する諸制度

(1) かいご ほけんせいど 介護保険制度

- かいご ほけんせいど は、しゃかいぜんたい でこうれいしゃかいご をささ しく 介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みです。
- げんそく として、さいいじょう のひと ひ せいかつ かいご ひつよう 原則として、65歳以上の人、日ごろの生活で介護が必要になったとき、介護保険のサービスが利用できます。
- かいご ほけんせいど は、しちょうそん うんえい 介護保険制度は、市町村が運営します。
- にゅうしよ における「きょじゅうひ たいざいひ」と「しょくひ つうしよかいご つうしよ」入所サービスにおける「居住費（滞在費）」と「食費」、通所介護サービス・通所リハビリテーションにおける「しょくじ」については、りようしゃ ふたん 利用者の負担とされています。

かいご ほけんりょう 介護保険料

- さいからさい かた ほけんりょう いりようほけん ほけんりょう うわの おき 40歳から64歳までの方の保険料は、医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。
- こうれいしゃ さいいじょう かた ほけんりょう がく は、しちょうそん しょとく おう こと 高齢者（65歳以上）の方の保険料の額は、市町村ごとに、また、所得に応じて異なります。

※さいいじょう かた 65歳以上の方で

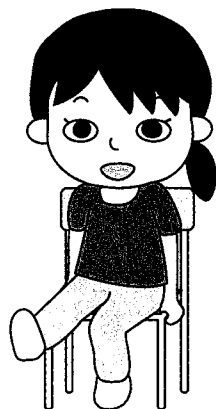
ねんがく まんえん いじょう ろうれい たいしよくねんきん しょうがいねんきんおよ いぞくねんきん う 年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金を受けている方

……ねんきん てんび 年金から天引きされます。

じょうき いがい かた 上記以外の方

……しちょうそん ちよくせつおさ 市町村に直接納めます。

※しんたいしやう しゃりやうごしせつ こくりつびやういんきこう びやういんとう じゅうしやうしんしんしやう じ しゃ びやうとう きやうごし 身体障がい者療護施設、国立病院機構の病院等の重症心身障がい児（者）病棟、救護施設などに入所している方は、かいご ほけん ひ ほけんしや 介護保険の被保険者とならないため、ほけんりやう はら ひつよう 保険料を払う必要はありません。



© Studio-E

しょうがいのある方のサービスと介護保険サービスのしくみ

さい
40歳

(ほけんりょうをはらはじめ)

さい
65歳

(かいごサービスを受け始められる)

ひがえ かいご
日帰り介護 (デイ
サービス) 利用し
ている方



ほうもんかいご
訪問介護 (ホーム
ヘルプサービス)
を利用している方



たんきにゅうしょ
短期入所 (ショー
トステイ) を利用
している方



つうしょしせつ かよ かつ
通所施設に通う方



にゅうしょしせつ く
入所施設で暮らす
方



しょうがいのある方のため
のサービスを使う
(課税状況に依じての
一部負担が必要)

要介護認定等 (※) を
受けて介護保険のサー
ビスを使う
(※) 介護予防・生活支援
サービス事業は基本チェッ
クリストの判定のみで
利用できます
(所得に応じて1割か
ら3割の自己負担が
必要)
原則として、しょうがい
のある方の為のサービス
は使えません

ひきつづつか
引き続き使える

ひきつづつか
引き続き使える

かいごほけんしせつ つか
介護保険施設が使える

※40歳から64歳までの方で、初老期における認知症、脳血管疾患など老化が原因とされ
る病気等により要介護 (要支援) 状態になった場合には介護保険のサービスが受けら
れます。(所得に応じて1割から3割の自己負担が必要)

関連する諸制度

くじょう もうしで そうだん 苦情の申出・相談

かいご ほけん かん しょうだん ばあい 【介護保険サービスに関する苦情の申出の場合】

- かいご ほけん ていきょう じぎょうしょ しせつ
・介護保険サービスを提供する事業所や施設
- しちょうそん かいご ほけん たんどう か
・市町村の介護保険担当課
- とっとりけんこくみんけんこう ほけん だんたいれんごうかい ☎ (0857)20-3680
・鳥取県国民健康保険団体連合会
- けんちゅう せいぶ そうごうじ むしよふくし ほけんきょく
・県中・西部総合事務所福祉保健局
(けんとうぶ すべ とっとりし たんどう
県東部は全て鳥取市で担当します。)

かいご ほけん かん しょうだん ばあい 【介護保険に関する相談の場合】

かいご ほけん くわ し かた つぎ たず
※介護保険について詳しく知りたい方は、次のところにお尋ねください。

- しちょうそん かいご ほけん たんどう か
・市町村の介護保険担当課
 - けんちゅう せいぶ そうごうじ むしよふくし ほけんきょく
・県中・西部総合事務所福祉保健局
 - ちゅうぶ そうごうじ むしよふくし ほけんきょく ☎ (0858)23-3128 FAX (0858)23-4803
中部総合事務所福祉保健局
 - せいぶ そうごうじ むしよふくし ほけんきょく ☎ (0859)31-9314 FAX (0859)34-1392
西部総合事務所福祉保健局
 - けんちやうじゅしゃかい か かいご ほけん しせつ たんどう
・県長寿社会課介護保険・施設担当
- ☎ (0857)26-7860 FAX (0857)26-8168



(2) 日常生活自立支援事業 (旧：地域福祉権利擁護事業)

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくれるように支援します。

【対象者】

鳥取県内に暮らしている認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方等、判断能力が不十分なため、適切に福祉サービスを利用することや利用料の支払い等が困難な方。

【サービス内容】

- 福祉サービスについての情報提供や助言。
- 福祉サービスを利用したいときの利用手続き、利用料の支払手続きのお手伝いをします。
- 料金や公共料金の支払いなど日常的な金銭管理のお手伝いをします。
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝いをします。
- 通帳、権利証書、印鑑など大切な書類をお預かりします。

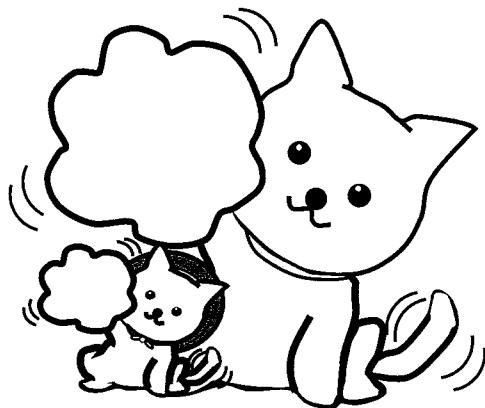
【注意事項】

- 利用にあたっては、社会福祉協議会と契約を結んでいただきます。
- サービスを利用するには、利用料が必要です。(相談や支援計画の作成は無料です。)
- 提供するサービスの決定は、利用されるかたの生活状況などを調査・把握し、利用者ご本人の希望をお伺いした上で行います。

【相談窓口】

ちく 地区	しゃ 社 協 名	じゅう 住 所	でん 電 話 番 号 F A X ばん ばん 番 番 号 号
東とう 部ぶ	とっとりししゃかいふくしきょうぎかい 鳥取市社会福祉協議会	とっとりしとみやす ちようめ 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857-24-3320 0857-24-3321
	いわみちようしゃかいふくしきょうぎかい 岩美町社会福祉協議会	いわみちようらどめ 岩美町浦富645	0857-72-2500 0857-72-3811
	わかさちようしゃかいふくしきょうぎかい 若桜町社会福祉協議会	わかさちようわかさ 若桜町若桜1247-1 ちいきふくし 地域福祉センター内	0858-82-0254 0858-82-1204
	ちぶちようしゃかいふくしきょうぎかい 智頭町社会福祉協議会	ちぶちようおおざちぶ 智頭町大字智頭1875 あんしん相談センターささえーる	0858-75-3772 0858-75-4110
中ちゅう 部ぶ	やずちようしゃかいふくしきょうぎかい 八頭町社会福祉協議会	やずちようみやだに 八頭町宮谷254-1 ろうじんふくし 老人福祉センター内	0858-72-6210 0858-72-2793
	くらよしししゃかいふくしきょうぎかい 倉吉市社会福祉協議会	くらよしふくよしちよう 倉吉市福音町1400 倉吉福祉センター内 あんしん相談支援センター	0858-24-6265 0858-22-5249
	みささちようしゃかいふくしきょうぎかい 三朝町社会福祉協議会	みささちようよこて 三朝町横手50-4 ちいきふくし 地域福祉センター内	0858-43-3388 0858-43-3378

ちく地区	しゃ社 きょう協 めい名	じゆう住 しょ所	でん電 わ話 ばん番 ごう号 FAX番 ごう号
中部	ことうらちようしゃかいふくしきょうぎかい 琴浦町社会福祉協議会	ことうらちようらやす 琴浦町浦安123-1 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0858-52-3600 0858-53-2035
	ゆりはまちようしゃかいふくしきょうぎかい 湯梨浜町社会福祉協議会	ゆりはまちようどまり 湯梨浜町泊1085-1 ほけんふくし 保健福祉センター内	0858-34-6002 0858-34-6013
	ほくえいちようしゃかいふくしきょうぎかい 北栄町社会福祉協議会	ほくえいちようせと 北栄町瀬戸36-2 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0858-37-4522 0858-37-4532
西部	よなごししゃかいふくしきょうぎかい 米子市社会福祉協議会	よなごしにしきちようちようめ 米子市錦町1丁目139-3 ふれあいの里内	0859-35-3570 0859-23-5495
	さかいみなとししゃかいふくしきょうぎかい 境港市社会福祉協議会	さかいみなとししたけううちちよう 境港市竹内町40	0859-45-6116 0859-45-6146
	ひえづそんしゃかいふくしきょうぎかい 日吉津村社会福祉協議会	ひえづそんひえづ 日吉津村日吉津973-9 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0859-27-5351 0859-27-5931
	だいせんちようしゃかいふくしきょうぎかい 大山町社会福祉協議会	だいせんちようみくりや 大山町御来屋467	0858-54-2200 0858-54-6028
	なんぶちようしゃかいふくしきょうぎかい 南部町社会福祉協議会	なんぶちようほつしょうじ 南部町法勝寺331-1 そうごうふくし 総合福祉センター「しあわせ」内	0859-66-2900 0859-66-2901
	ほうきちようしゃかいふくしきょうぎかい 伯耆町社会福祉協議会	ほうきちようおおとの 伯耆町大殿1010 ほけんふくし 保健福祉センター内	0859-68-4635 0859-68-4634
	にちなんちようしゃかいふくしきょうぎかい 日南町社会福祉協議会	にちなんちようしょうやま 日南町生山397-1	0859-82-6038 0859-82-6058
	ひのちようしゃかいふくしきょうぎかい 日野町社会福祉協議会	ひのちようくろさか 日野町黒坂1247-1 ろうじんふくし 老人福祉センター内	0859-74-0338 0859-74-0365
	こうふちようしゃかいふくしきょうぎかい 江府町社会福祉協議会	こうふちようえび 江府町江尾2069 ちいきささあい 地域支え愛センター内	0859-75-2942 0859-75-3900



(3) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方について、成年後見人等がご本人に代わって日常生活上の契約を行ったり、ご本人が誤った判断に基づいて行った契約を取り消すことにより、ご本人を保護し、ご本人の望む生活を実現することを支援する制度です。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は、ご本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は、家庭裁判所によって選任され、ご本人の保護と支援は、代理権・取消権・同意権を行使することにより行われます。

法定後見制度

(1) 後見類型

【対象者】

日常的に必要な買い物さえも、ご本人一人ではできないため、ほとんどの契約行為を誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

成年後見人は、ご本人の契約行為全般について、ご本人に代わって行うことができ、また、ご本人にとって不利益な契約行為を取り消すことができます。

(2) 保佐類型

【対象者】

日常的に必要な買い物などは一人でできるが、不動産等の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借りなどの重要な契約行為は、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

保佐人は、ご本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な契約行為がご本人にとって不利益になる場合は取り消すことができます。また、ご本人の同意を前提に家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約することができます。

(3) 補助類型

【対象者】

重要な法律行為も含め、ほとんどのことは自分でできるが、できるかどうか不安があり、誰かに代わってやってもらったほうがよいと思われる程度の判断能力の方。

【概要】

補助人の選任や代理・同意する契約行為の範囲や内容については、ご本人の同意が必要です。

補助人は、家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約をしたり、ご本人が行った不利益な契約を取り消すことができます。

任意後見制度

現在、判断能力が十分にある人が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて利用する制度です。あらかじめ任意後見人やご本人に代わって行ってもらう財産管理や日常生活上の契約内容（任意後見契約）を公証役場で公正証書にしておき、実際に判断能力が不十分になった場合は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督の下で任意後見人による保護と支援を受けることになります。

相談窓口

とっとり東部権利擁護支援センター アドサポセンターとっとり

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒680-0022 鳥取市西町1丁目211-3（たんぽぽ薬局横道入る）

☎ (0857)30-5885 FAX (0857)30-5886

ホームページ URL : <http://adsuppo.net/>

鳥取市社会福祉協議会 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

相談日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2（さざんか会館内）

☎ (0857)24-3320 FAX (0857)24-3321

智頭町社会福祉協議会 あんしん相談センターささえーる

〒689-1402 八頭郡智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センターほのぼのの内の

☎ (0858)75-3772

中部成年後見支援センター ミットレーベン

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15-1 倉吉合同事務所内

☎ (0858)22-8900 FAX (0858)22-8901

くらよし ししゃかいふくし きょう ぎ かい そうだん し えん
倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター

☎ (0858)24-6265 FAX (0858)22-5249

ことうらちょうしゃかいふくし きょう ぎ かい そうだん し えん
琴浦町社会福祉協議会 ことうらあんしん相談支援センター

☎ (0858)52-3600 FAX (0858)53-2035

せい ぶ こうけん
西部後見サポートセンター うえるかむ

そうだんにちじ 相談日時 げつようび 月曜日～きんようび 金曜日 こぜん 午前9時～ごご 午後5時

〒683-0811 よなごしにしきちよう 米子市錦町1丁目139-3

よなごしふくしほけんそうごう 米子市福祉保健総合センター (ふれあいの里) 内

☎ (0859)21-5092 FAX (0859)21-5094

E-mail : nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp

いっばんしゃだんほうじん こうけん
一般社団法人 あんしん後見せいぶ

〒683-0841 よなごしかみ 米子市上後藤8-1-33 (安木宅内)

☎ 090-1189-0794 FAX (0859)29-6801

E-mail : t.y3223@gold.megaegg.ne.jp

とくていひ えいり かつどうほうじん ひとつぶ むぎ
特定非営利活動法人 一粒の麦

〒682-0804 くらよししみるかちよう 倉吉市見日町491番地

☎ (0858)23-1505 FAX (0858)23-2035

こうえきしゃだんほうじん せいねんこうけん とっとりし ぶ
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部

〒680-0022 とっとりしにしまち 鳥取市西町1丁目314-1

でんわ 電話相談日時 げつようび 月曜日～きんようび 金曜日 ごご 午後1時～4時 (祝祭日除く)

☎ (0857)27-4160

けんりようご とっとり とっとりけんしゃかいふくし し かい そうだん むりよう
権利擁護センター「ばあとなあ鳥取」(鳥取県社会福祉士会) による相談 (無料)

とっとりけんしゃかいふくし し かいじ むきょく
鳥取県社会福祉士会事務局

〒689-0201 とっとりしふしの 鳥取市伏野1729-5

とっとりけんないかくそうだんまどぐち
<鳥取県内各相談窓口>

とうぶちく 東部地区 ☎ (0857)26-2702 FAX (0857)26-2702

ちゅうぶちく 中部地区 ☎ (0858)23-1505 FAX (0858)23-2035

せいぶちく 西部地区 ☎ (0859)28-8532 FAX (0859)28-8532

いっばんしゃだんほうじん せいねんこうけん とっとりけんしぶ
 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター鳥取県支部「コスモスとっとり」
 〒680-0845 とっとりしとみやす ひさもと とっとりけんぎょうせいしよしかいじむきょくない
 鳥取市富安2-159 久本ビル5F 鳥取県行政書士会事務局内
 ☎ (0857)24-2744 FAX (0857)24-8502
 E-mail: gyosei-tottori@gyosei.or.jp

(4) とっとりけんちいきせいかつていちゃくしえん とっとりけんさいはんぼうしすいしんじぎょう
 鳥取県地域生活定着支援センター (鳥取県再犯防止推進事業)

しょうがいがある、またはこうれいにより、けいむしょどうしゅつしよのちじりつせいかついな
 障がいがある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが
 こんなんみとめられるかたたいちいきななかじりつにちじょうせいかつまたしゃかいせいかついな
 困難と認められる方に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを支
 えんほごかんさつじよきょうどうしゅつしよごただふくしとうりよう
 援するため、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにす
 るための支援を行います。

たいしやうしゃ
【対象者】

しょうがいがある、またはこうれい(おおむね65さいじょう)であり、しゅつしよごてきとうじゅうきよふく
 障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、出所後に適当な住居がなく、福
 してきしえんひつようけいむしょどうしゅつしよよていかた
 祉的な支援を必要とする刑務所等の出所が予定されている方。

ぎやうむないよう
【業務内容】

- けいむしょどうしゅつしよごうけいれしせつとうかくほただふくしとうりよう
 刑務所入所中に、出所後の受入施設等の確保、直ちに福祉サービス等を利用できるよ
 うにするためのコーディネート。
- けいむしょどうしゅつしよごおこなほんにんうけいれしせつとう
 刑務所等出所後に行う、本人や受入施設等へのフォローアップ。
- けいむしょどうしゅつしよかたふくしてきそうだんしえん
 刑務所等を出所した方への福祉的な相談支援。
- かいぎれんらくかいぎとうかいさいじぎやうけいはつかつどう
 ケース会議、連絡会議等の開催、事業の啓発活動。

まどぐち
【窓 口】

〒689-0201 とっとりしふしのばんち
 鳥取市伏野2259番地17
 ちいきしえんそうごうない
 地域支援総合センター内
 ☎ (0857)59-6081 FAX (0857)59-2022
 E-mail:shirahama_teichaku@tottori-kousei.jp

(5) とっとりけんしゃかいせいかつじりつしえん とっとりけんさいはんぼうしすいしんじぎょう
 鳥取県社会生活自立支援センター (鳥取県再犯防止推進事業)

けいむしょどうしゅつしよいたものきそゆうよしゃしゅつこうゆうよしゃぼっきんかりやううものまた
 刑務所入所に至らなかった者(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者)、又
 けいむしょどうしゅつしよしゃどうとっとりけんちいきせいかつていちゃくしえんしえんたいしやうもの
 は刑務所出所者等のうち鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象とならなかった者に
 たいべんごしとっとりちほうけんさつちやうとっとりほごかんさつじよどうれんけいふくしとう
 対して、弁護士や鳥取地方検察庁・鳥取保護観察所等と連携しながら福祉サービス等を
 りようしえんおこな
 利用できるよう支援を行います。

たい しょう しゃ
【対象者】

き そ ゆう よ しゃ しゅう ゆう よ しゃ ぼ っ きん か り ょ う う も の け い む し ょ っ し ょ しゃ と う と っ と り け ん ち い き
起訴猶予者、執行猶予者、罰金・料を受けた者、刑務所出所者等のうち鳥取県地域
せい か つ て い ち ゃ く し え ん し え ん た い し ょ う も の ふ く し し え ん ひ つ よ う も の
生活定着支援センターの支援対象とならなかった者のうち福祉支援が必要な者

ぎ ょ う む な い よ う
【業務内容】

- ふ く し と う り ょ う
福祉サービス等を利用できるようにするためのコーディネート。
- コーディネート終了後に行う、ほん にん う け い れ し せ つ と う
本人や受入施設等へのフォローアップ。
- ほん にん か そ く か ん け い しゃ そ う だ ん し え ん
本人や家族、関係者への相談支援。
- かい ぎ れ ん ら く かい ぎ と う かい さい し ぎ ょ う け い は つ か つ と う
ケース会議、連絡会議等の開催、事業の啓発活動。

ま だ ぐ ち
【窓 口】

〒680-0022 と っ と り し に し ま ち ち ょ う め や っ き ゃ く よ こ み ち は い
鳥取市西町1丁目211-3 (たんぽぽ薬局横道入る)

☎ (0857)22-6868 FAX (0857)30-5886



(6) 福祉サービス利用者苦情解決事業

福祉サービスは、自分で選び、利用する時代になりました。

ところが、いざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違っていたり、思ってもみなかった扱いを受けたりして、不快になったり苦痛を感じたりすることもあります。

サービスを提供している事業者との話し合いで解決できなかったり、直接苦情を言うことができない場合に、「苦情解決」のお手伝いをする制度があります。

【対象とする苦情】

- 福祉サービスの内容に関する苦情
- 福祉サービスの利用契約の締結、履行または解除等に関する苦情

【苦情を申し出ることができる方】

- 福祉サービス利用者及びその家族、代理人。
- 福祉サービスの利用に関する状況を具体的かつ的確に把握している方。
(民生委員・児童委員、関係職員等)

【注意事項】

- 介護保険サービスに関する苦情は、お住いの市町村の担当窓口または鳥取県国民健康保険団体連合会（☎(0857)20-2100）でも専門的に受け付けています。

【相談窓口】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会
相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み）午前9時～午後5時
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ (0857) 59-6335 FAX (0857) 59-6340

E-mail: unei-t@tottori-wel.or.jp

※電話、FAX、電子メール、来所、郵便等どんな方法でも受け付けています。

(7) ハートフル駐車場利用証制度

県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや、高齢等で歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方等に「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。（平成21年10月1日開始）

【対象者】

- ・身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方。
- ・高齢、難病等により歩行が困難な方。
- ・けがをされている方、妊産婦等で一時的に歩行が困難な方。

※具体的な基準を定めていますので、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

【対象施設】

- ・県と協定を結んだ施設の駐車場が対象です。
- ・公共施設、ショッピングセンターなどに広めています。

【申請窓口】

- ・県福祉保健課
- ・各総合事務所福祉保健局、日野振興センター日野振興局
- ・各市町村の福祉保健部局

※申請には「身体障害者手帳」などの確認書類が必要です。

【その他】

- ・平成24年度からハートフル駐車場利用証制度の推進など、福祉のまちづくりを一層進めるため、県民と行政とが連携した「福祉のまちづくり推進サポーター制度」を開始しました。

【問合せ先】 県福祉保健課

☎ (0857) 26-7158 FAX (0857) 26-8116

※利用証の対象施設及び福祉のまちづくり推進サポーター制度等について、詳しいことはお問い合わせください。

(8) 子育て応援パスポート事業

子育て家庭が協賛店でパスポートを提示すると、各協賛店により提供される商品の割引やポイントの加算などの子育て応援サービスを受けられます。

また、県外でも全国共通展開に賛同する協賛店では子育て応援サービスが受けられます。

※この事業は、子育て家庭を応援する協賛店のご協力により実施しています。

【対象者】

県内にお住まいの満18歳未満のお子さんと同一世帯の保護者（妊娠中の方も含みます）。

※お子さんが満18歳になっても、最初に迎える3月31日までは、対象となります。

【問合せ先】 とうあわ さき けん こそだ おうこく か
【問合せ先】 県子育て王国課

☎ (0857) 26-7573 FAX (0857)26-7863

【申請方法】 しんせいほうほう

• 申請は書面またはインターネット（パソコン・携帯電話）から行えます。

携帯電話 けいたいでんわ みぎ きゅうあーる
右のQRコードからアクセスしてください。

パソコン つぎ しんせいとうろく
次のホームページから申請登録してください。

<https://www.toripearouen.jp/>

※お住まいの市町村で申請された場合はその場で交付できますが、県子育て王国課・インターネットで申請された場合はお届けに3週間程度かかります。



(9) あいサポートファイルとっとり

「あいサポートファイルとっとり」は、障がいのある人の成育歴やサポート、ケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。「記録」「保管」「活用」するファイルで、本人に関する様々な情報（接し方）、特徴、支援の方法やこれまでの相談機関や支援機関をまとめることができます。

【対象者】 たい しょう しゃ

身体障がい、知的障がい、精神障がいなどのある方及びその保護者

【メリット】

- ①障がいのある人の成長過程、支援内容など、障がいのある人の過去から現在にかけての情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- ②保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明を繰り返し行わなければならない状況の改善につながります。
- ③保護者の介助・介護力が低下し、または死亡した時などに、成年後見人や支援者に対し必要な情報提供ができます。

【問合せ先】 とうあわ さき いっぱんしゃだんほうじんとっとりけん て いくせいかいじ むきやく
【問合せ先】 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会事務局

〒689-0201 とっとりし ふしの とっとりけんりつふくしじんざいけんしゅう ない
鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ (0857) 59-6344 FAX (0857)59-6341